発

生活保護法

(昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

次

目

告 示

○生活保護法による医療機関の指定

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

報

○生活保護法による施術者の指定 ○生活保護法による指定医療機関の変更の届出

○指定情報公表センターの所在地の変更 ○生活保護法による指定施術者の変更の届出

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

○農業振興地域の変更 ○農業振興地域の指定

宮

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ○農業振興地域の指定の解除(二件)

○土砂災害警戒区域の指定

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

収用委員会

○石巻広域都市計画防災緑地事件裁決手続開始決定

正 誤

○宮城県公報第二九四六号 (平成三十年三月三十日付け)

(1)

行 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

として次のとおり指定した。

号)

第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、

医療機関

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十

(社会福祉課)

同 同

同

障害福祉課

長寿社会政策課

農業振興課

兀

訪問看護ステーション医療法人鳳珠会まさむね

イオンタウン古川内大崎市古川沢田字筒場浦八十二

平成三十年六月

日

<u>二</u> 日

同 同

(防災砂防課) 兀

Ŧī.

同

(教育庁高校教育課) 六

七

八

八

名

称

ページ まるき内科クリニック 平成三十年七月三十一日

ク 杜の丘デンタルクリニッ ビリテーション科野蒜ヶ丘整形外科 ションすこやか訪問看護ステー 会休日夜間薬局一般社団法人石巻薬剤師 名 称 ・リハ

九旦理郡亘理町吉田字原二 東松島市野蒜ケ丘三丁目 一百四十七番地十 二十九 Ė.

平成三十年四月十日

日

日

所

在

地

指

定

年

月

日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

栗原市志波姫堀口十文字一-黒川郡大和町杜の丘一丁目十六番 石巻市蛇田字西道下七十 平成三十年六月一日 平成三十年六月 平成三十年七月 平成三十年五月

○宮城県告示第七百四十九号

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 指定医療

平成三十年七月三十一日

機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

所 在 地

廃 止 年 月 \mathbb{H}

九

○宮城県公報第二九七日 号 (平成三十年七月三日付け)

告

○宮城県告示第七百四十八号

示

中

平成三十年六月十五日	気仙沼市赤岩杉ノ沢三十八-一	かなえ調剤薬局
平成三十年六月三十日	栗原市志波姫堀口十文字一 – 一	まるき内科クリニック
平成三十年五月三十一日	遠田郡美里町字藤ケ崎町二十六	木村歯科医院

○宮城県告示第七百五十号

機関から次のとおり変更した旨届出があった。

专)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療
・ 第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療
・ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

五 三 全 豆 〕	<u> </u>	すず薬局高清水店	変更後
区发言片医耳引用		ナカムラ薬局	変更前
変更年月日	所 在 地	名称	

○宮城県告示第七百五十一号

宮

む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含成。の規定により、施術者として次のとおり指定した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

香 店 佐々木 美 からだ元気治療院南仙台 東松島市赤井川前三番百五十三 – 一 東松島市赤井川前三番百五十三 – 一			
美 からだ元気治療院南仙台 (山台市太白区西中田三丁目二十三本) 東松島市赤井川前三番百五十三ー 東松島市赤井川前三番百五十三ー	香佐 々 木	氏	
上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海 上海		名	
住所又は施術所の所在地と時市太白区西中田三丁目二十三十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	らだ元気治療院南仙	術所の名	
	台市太白区西中田三丁目二十三	所又は施術所の所在	
月二十八日 月二十八日 五 月二十千五 日 五 十八日 五	二成 十三十 八十	定年	

○宮城県告示第七百五十二号

含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

平成三十年七月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

変更後	変更前	
Ė	∃ ‡	氏
俊	<u>t</u>	名
包浴蜜管图	たエカコ女とよす シル	施術所の名称
- 九登米市迫町佐沼字梅ノ木五丁目四	- 三登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目四	住所又は施術所の所在地
三月六日	平成二十九年	変更年月日

○宮城県告示第七百五十三号

条の四第二項の規定により指定情報公表センターから次のとおり変更した旨届出があったので、同令介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の十一において準用する同令第三十七

平成三十年七月三十一日

第三十七条の十一において準用する同令第三十七条第三項の規定により告示する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変	変	
更後	更前	
エール」	城諨比トノブズトリ、特定非営利活動法人宮	名称
四号高裁前ビル五階仙台市青葉区一番町一丁目十七番二十	大町マンション三〇一号仙台市青葉区大町二丁目三番十二号	所 在 地
平成 三十名 七 月 一 日	変更年月日	

○宮城県告示第七百五十四号

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(3)

中	全域		字地番地番		多賀城市のうち次に掲げる区域 東変更後の地域	宮城県知事 村 井 嘉 浩	アガニトドレヨニトーコ	部農業振興課)及び宮城県仙台地方振興事務所に備え	変更し、平成三十年七月三十一日から施行する。	る法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭	つ宮城県告示第七百五十六号		宮城県知事 村 井 嘉 浩 平成三十年七月三十一日	いて縦覧に供する。 -	り指定する。	──農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により、美 │──│──│○宮城県告示第七百五十五号 │──│──│──│───────────────────────────	竈センター	九 二	事業所番号 所在地 福祉サービスの種類 設置者名 廃止年月日 新
高崎 小原	高崎花の	P川 原谷	P川 多賀:	市川 中谷	市川新西	岩切 昭和	南宮 青津	南宮南原	南宮	南宮伊勢	南宮 色の	南宮鳴神	南宮	出 出 出 王	山王山上	山王 山上	上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上	高橋	新田下
	木	地	前	地	久 保	和	田田田		僧	労	地		·	五区	王四区	王三区	区区	北	
全域	全域	全域	全域	全域	九七番から一一一番まで、一三○番から一三八番まで、四番から九番まで、二○番から二六番まで、五六番から六七番まで、	一番から六〇番一まで	一一番三	全域	一番から一〇六番まで	○一番まで、一六四番から一九○番まで、一九五番から二一番から一五七番まで、一六四番から一九○番まで、一九五番から二	全域	全域	で、二七七番から二七七番一まで、二七九番から二九一番まで、二二六番まで、二三二番から二四七番まで、二五二番から二七四番まで、二十一番から一大八番まで、二十一番から一大八番まで、二十一番から	全域	八七番まで、九五番から一六二番一まで、一九八番から二一〇番から六六番まで、九五番から一六二番一まで、一九八番から二	一一番一から四四番一まで、六五番から九八番まで	八番まで、五七番から一二八番一まで、一四七番から	全域	全域

域に指定する。

平成三十年七月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

区域の名称

の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害

X 域 0) 所 在

地

項に必造建 関要の規 すな規物 る衝撃に構

縦

覧 場

所

住口		占		火		示			7	FIX								(4,
第	ı.	Q			町	和	ıllı	오			町	和	ıllı	Q				
七条第一項	土砂災害警	呂城県告示		平成三十	に係る農業	四十七年宮	農業振興地	呂城県告示		平成三十	に係る農業	四十四年宮	農業振興地	呂城県告示	八幡	東田中	東田中	東田中
第七条第一項及び第九条第一項の規定により、	戒区域等にお	○宮城県告示第七百五十九号		平成三十年七月三十一日	町に係る農業振興地域の指定を解除する。	和四十七年宮城県告示第二百六十号	農業振興地域の整備に関する法律	○宮城県告示第七百五十八号		平成三十年七月三十一日	町に係る農業振興地域の指定を解除する。	和四十四年宮城県告示第二百三十四号	農業振興地域の整備に関する法律	○宮城県告示第七百五十七号	八貫田	江中	小原	花の木
一項の規定	ける土砂災	号		日	定を解除す			号		日	定を解除す	百三十四日		号	番までら	全域	全域	一番から
定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十		宮城県知事 村		する。	(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域のうち、	(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、		宮城県知事村		する。	号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域のうち、	(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、		まで、 五六番から 四六番まで、 五六番から 一四六番まで、 			番から二番までを除く区域
び土砂災害	(平成十二年法律第五十七号)		井嘉			興地域のうる	一項の規定		井嘉			振興地域の	一項の規定		一八一番から二六七			
特別警戒区	五十七号)		浩			ち、小牛田	により、昭		浩			うち、南郷	により、昭		二六七			

お田 味字 味字 「吹字 と字 次芝 と小 小 松 二 上 松 上 馬 馬 馬 馬 馬 馬 場 次 次 次 次 大 大 大 大 大 大	十二神内沢 土石流 字萬太郎(次の図のとおり)	ココ沢 - 2 土石流 味噌作、字放垣畑、字のとおり)	ココ沢 - 1 土石流 味噌作、字放垣畑、字のとおり)	熊野堂沢 土石流 下、字寺入山(次の図	Ⅲ貝沢土石流山、字郷田(次の図のとおり)石巻市Ⅲ貝字熊野堂、字芝下、	芝下沢 土石流 字馬場、字方谷入山(次の図	方谷川 土石流 字方谷入山(次の図の	方谷川2 土石流 山(次の図のとおり) 石巻市皿貝字大畑、字小	下土屋下沢 土石流 のとおり 石巻市皿貝字大木、字	下土屋上沢 土石流 ノ木(次の図のとおり	1 土石流 石巻市皿貝字大木、字	小沢 土石流 とおり 石巻市皿貝字小沢、字	■貝沢 土石流 とおり 石巻市皿貝字小沢、字	天入沢2 土石流 とおり 石巻市皿貝字小沢、字	天入沢 土石流 とおり 石巻市皿貝字小沢、字	日影沢 土石流 日影前(次の図のとおり)	日影東の沢 土石流 石巻市中島字上金田、	上中野沢 土石流 前、字台下(次の図の
中 次 次 子 お 方 次 の<	とおり) とおり)	字味噌作(次の図	字味噌作(次の図	のとおり)	のとおり)	の字も入	(図のとおり) 字馬場、	沢	木(次の	字	木(次の	の 図	の 図	次の図	の図	おり) 字柿木前、字	、字女子沢内畑(次)、字上銀田、字女	図のとおり)、字馬橋、字熊野木

おり図のと

務所 東部 東部 来 入び宮 上 木事

(5)

西田

の 制 傾 線 地

石巻市皿貝字宮田

(次の図のとおり

松ノ木の3

の制 壊 地

石巻市皿貝字松ノ木(次の図のとおり)

次

字

宮田

の 崩 壊斜 地

石巻市Ⅲ貝字宮田

(次の図のとおり)

松人

/木の1

の 崩壊 地

(万 次巻 の市

図皿

図のとおり) 皿貝字大畑、

字小沢、

字松ノ木

ノ木の2

の 崩壊 壊 地

石巻市皿貝字松ノ木

(次の図のとおり)

石巻市皿貝字小沢(次の図のとおり)	の急 崩傾 壊斜 地	小沢 の 2
の図のとおり) 石巻市馬鞍字折坂、字平、字天神前 (次	の崩壊地	平
石巻市皿貝字小沢(次の図のとおり)	の崩壊地	小 沢 の 1
石巻市飯野字外吉野(次の図のとおり)	の 崩壊地	外吉野の1
(次の図のとおり) 石巻市北上町十三浜字月浜、字東田	の 崩壊地	月浜の4
(次の図のとおり) 石巻市北上町十三浜字月浜、字東田	の崩壊地	月浜の2
字吉浜前(次の図のとおり)	の 崩壊地	吉浜の2
字滝入(次の図のとおり) 石巻市北上町十三浜字島越、字吉浜、	の崩壊地	吉浜の1
(次の図のとおり) 石巻市北上町女川字高梨子、字中斉	の崩壊地	中斉
石巻市北上町女川字幼、字高梨子(次	の崩壊地	高梨子
要害山(次の図のとおり) 石巻市北上町女川字畑中、字要害、字	の 崩壊地	中原
(次の図のとおり) 石巻市中野字大屋敷、字中田、字的場	の急 崩壊斜 地	大屋敷
石巻市中野字相野田、字的場(次の図	の 崩壊 地	相野田の2
の図のとおり) 石巻市中野字相野田、字龍源寺山(次	の 崩壊 地	相野田の1
吉野入、字外吉野(次の図のとおり) 石巻市飯野字内吉野、字大吉野、字大	の崩壊地	大吉野の1
要害山(次の図のとおり) 石巻市北上町女川字畑中、字要害、字	土石流	中原ノ沢
石巻市北上町女川字中斉、字高梨子	土石流	要害沢
のとおり) 石巻市北上町女川字翁倉山、字斉都 山、字中斉、字寄木、字大上(次の図	土石流	要害沢2
間々合(次の図のとおり) 石巻市馬鞍字台、字天神前、字平、字	土石流	寺の入沢
石巻市皿貝字大網内(次の図のとおり)	土石流	大網内沢

県

公

報

岩沢 中原 柿木前 吉浜 吉浜の 中原 吉浜の8 吉浜の5 中原の7 外吉野の3 外吉野の2 吉浜の7 9 が 6 が 5 4 の 崩壊 地 の 崩壊 地 の 崩 壊斜 地 の 崩壊 壊 地 の 崩壊 壊 地 の急 崩傾 壊 地 の 崩 壊斜 地 の急 崩 壊斜 地 の 崩壊 壊斜 地 の 崩壊 壊 地 の急 崩傾 壊 地 の 崩 壊斜 地 字新坂下、字轟(次の図のとおり)石巻市北上町女川字坂下、字坂下畑、 の図のとおり) 石巻市相野谷字柿木前、 新坂下、字坂下(次の図のとおり)石巻市北上町女川字石神、字上田、 台下(次の図のとおり)石巻市中野字岩沢、字川前畑四番、 (次の図のとおり) 石巻市北上町十三浜字吉浜、 (次の図のとおり) 石巻市北上町十三浜字吉浜、 (次の図のとおり) 石巻市北上町十三浜字吉浜、 (次の図のとおり) 石巻市北上町十三浜字吉浜、 (次の図のとおり)石巻市北上町十三 (次の図のとおり) 石巻市北上町女川字要害、 石巻市飯野字外吉野(次の図のとおり) 石卷市飯野字外吉野 一浜字吉浜、 (次の図のとおり) 字手摺窪 字要害山 字吉浜前 字吉浜前 字吉浜前 字吉浜前 字滝入

「次の図」 は、 省略し、 その図面及び関係書類は、 当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所におい

字

○宮城県告示第七百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号)

報

第七条第一項の規定により、 平成三十年七月三十一日 次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

中原沢	2下土屋沢-	区域の名称
土石流	土石流	の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害
中原、字畑中(次の図のとおり)石巻市北上町女川字新坂下、字轟、字	のとおり) 石巻市皿貝字大木、字松ノ木(次の図	区域の所在地
	宮城県東部土木事務所宮城県土木部防災砂防課及び	縦 覧 場 所

て縦覧に供する。) (「次の図」は、 省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所にお

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 次のとおり一般競争入札に付す

平成三十年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入札に付する事項

- 購入物品及び数量 A重油 (JIS一種一号) 百七十キロリットル
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
- 3 納入期限 平成三十年十月四日 午後一時
- 納入場所 宮城県石巻市中島町 石卷工業港内宮城丸
- 4
- 5 一連の調達で今後予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成三十
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されている者又は開札時までに宮城
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ

をしていない者であること る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

- の決定が確定した場合にあっては、 の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、 なされなかった者とみなす。 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始 その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを 同法第三十三条第
- 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

6

れにも該当しない者であること 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

- 営に事実上参加していると認められるとき 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経 による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店
- という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴 を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」 力団」という。)、暴力団員又は暴力団、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、 暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり 自己若しくは第三者の不正な利益を図
- 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者

していると認められるとき 又は関与していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

入札書の提出場所等

に問い合わせ先 書面による入札書の提出場所、 契約条項及び契約条件を示す場所、 入札説明書の交付場所並び

〒九八○ - 八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 昆 洋 一 電話○二二-二1 - 三六二1)

2 入札説明書の交付期限

平成三十年八月二十四日午後五時まで

3

般競争入札参加資格審查

おいて当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 時までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に 入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年八月二十四日午後五

- 入札書の提出期限及び場所等
- 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

人札の期間 平成三十年九月三日午前九時から平成三十年九月六日午後五時まで

書面により入札書を提出する場合

口 1に同じ

提出期限

平成三十年九月六日午後五時まで

郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名

称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、

入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする

5 開札の日時及び場所

平成三十年九月七日午前十一時 高校教育課內(宮城県行政庁舎十六階

四 入札に参加することができない者

- 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者
- 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

Ŧî.

(7)

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- 2 びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号)に 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定並
- 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による
- 者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- ため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となる
- 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、 予

び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

- 定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする
- 8 契約書作成の要否

7

最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無

- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured: Fuel Oil (JIS(K 2205-1980) Class 1, No.1) 170
- Deadline for Delivery: October 4, 2018 1:00 p.m
- Place of Delivery: Miyagimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- Deadline for Bid: September 6, 2018 5:00 p.m
- Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Contact Person: Yoichi Kon, General Affairs Section, Upper Secondary School Education

教 育 委 員 슾

Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

○宮城県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定によ

教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

平成30年7月31日 宮 城 県 公 報 第2980号 火曜日 (8) 二 三 六 四 Ŧī. 〇宮城県収用委員会告示第11号 2 1 土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決 なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。 問い合わせ先 傍聴者の定員 起業者の名称 傍聴手続 事 場 石巻市 \mathbb{H} 平成三十年七月三十一日 平成30年7月31日 宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二一一-三六一一) 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 者に対して行います。 十二人 第四号議案 平成三十一年度使用宮城県立中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択につ 第三号議案 教育功績者表彰について 第二号議案 第一号議案 上記代表者 石巻市長 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。 所 件 時 平成三十年八月八日 教育委員会会議室 第二期宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について 平成三十年度政策評価・施策評価について 収 用 午後一時三十分 委 員 会 宮城県教育委員会 教育長 \mathbb{H} 英 髙 示 収用 橋 委員 Þ 仁 6 2 ယ Ξ 2 かなし 平成30年7月23日 名称 8号防災緑地2号

事業の種類及び名称

種類

石巻広域都市計画緑地事業

裁決手続の開始を決定した土地の所在, 地番, 地目及び地積等

土地の所在 宮城県石巻市長浜町

78.31	78.31	78.31	光善善善	光 地	58番145
土地の面積(m²)	実 測	公 簿	現 況	公 簿	当
収用しょうとする	(m²)	地 積		书	

土地所有者の氏名及び住所

持分12分の1 佐藤 秀行

千葉県船橋市本郷町405番地 高津マンション402号

ただし、登記簿上の氏名 佐藤 秀行

土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁決手続の開始を決定した年月日

正 誤

		í	H)	
三六	三六	三 五	ページ	○宮城県
上	上	上	段	公報第二
小台ヶ崎	団子山	のとおり) 大崎市三本木音無字大折坂(次の図	Œ	〇宮城県公報第二九四六号(平成三十年三月三十日付け)中
一日子山	小台ヶ崎	図のとおり)	誤	. ,

(9)	平成30年7月31日	火曜日	宮	城	県	公	報								第	2980)号	
								六		六		五.		五.		五.	ページ	○宮城県の
								上		上		下		上		上	段	公報第二
								六		Ξ		<u>一</u> 五.	<u>i</u>	後ろか		<u>_</u>	行	○宮城県公報第二九七二号
							省略し、その図面及び関係書類を	「次の図」及び「次のとおり」は、	に係るものは、次のとおりとする。	三 間伐その他特別の場合の伐採	に係るものは、次のとおりとする。	三 間伐その他特別の場合の伐採	省略し、その図面及び関係書類を	「次の図」及び「次のとおり」は、	省略し、その図面及び関係書類を	「次の図」及び「次のとおり」は、	正	(平成三十年七月三日付け)中
							省略し、その関係書類を	「次の図」及び「次のとおり」は、	りとする。	三 間伐に係る森林は、次のとお	りとする。	三 間伐に係る森林は、次のとお	省略し、その関係書類を	「次の図」及び「次のとおり」は、	省略し、その関係書類を	「次の図」及び「次のとおり」は、	誤	